

酒類の手持品課税（戻税）の申告等の手引

（令和 2 年 10 月 1 日分）

【この手引の内容】

この手引は、令和 2 年 10 月 1 日の酒税率の改正に伴い、酒税率が改正される酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）を対象とした手持品課税（戻税）制度の概要や、届出・申告等の手続に際して留意すべき事項などを解説したものです。

届出書・申告書の提出期限：令和 2 年 11 月 2 日（月）
手持品課税に係る酒税の納期限：令和 3 年 3 月 31 日（水）

YouTube「国税庁動画チャンネル」で手持品課税（戻税）の説明動画を公開しております。

<https://www.youtube.com/user/ntachannel>

（右のQRコードからもアクセスできます。）



《目 次》

	（頁）
I 酒類の手持品課税（戻税）の概要	1
II 対象となる方（申告が必要となる方）	2
III 対象となる酒類	2
IV 納付額又は還付額の算出	4
V 届出書の記載方法・留意点	6
VI 申告書の記載方法・留意点	7
VII 納付の方法	13

I 酒類の手持品課税（戻税）の概要

令和2年10月1日に酒税率が改正され、酒税率の引上げ又は引下げが実施されます。通常、酒類は製造場から出荷された段階で酒税が課されますが、酒税率が改正される酒類に対しては、令和2年10月1日の午前0時時点で流通段階にある課税済みの酒類に対して、新旧税率の差額を調整する措置が行われます。

これを手持品課税又は手持品戻税といいます。

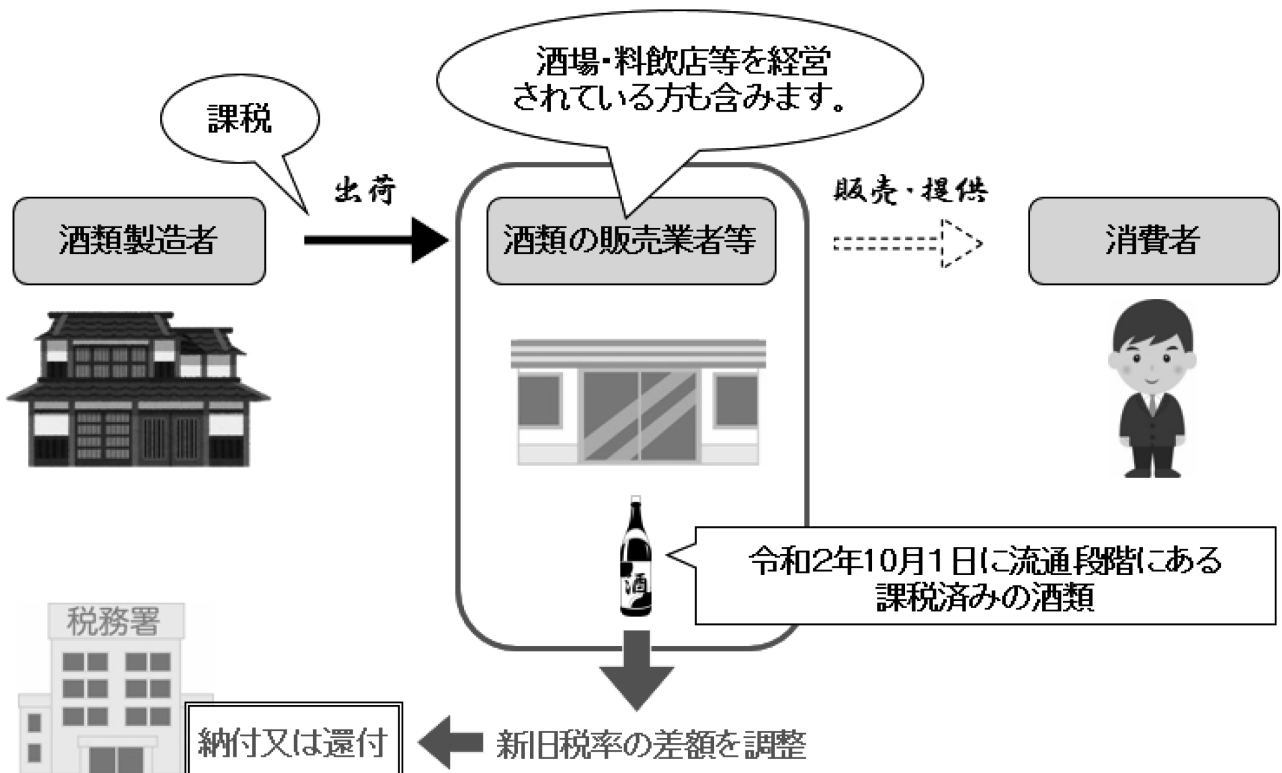
つまり、酒税率が引上げとなる酒類に対しては、その差額について課税が行われ、逆に酒税率が引下げとなる酒類に対しては、その差額について戻税が行われます。

そして、申告が必要となる方は、課税額と戻税額を差し引きした結果、課税額が多い場合は納付、戻税額が多い場合は還付の申告を令和2年11月2日（月）までに行う必要があります。

このため、全ての酒類の販売業者等の方は、令和2年10月1日午前0時時点の対象酒類の在庫数量を確認する必要があります。

これは、酒類の免許業者のほか、酒場・料飲店等を経営されている方も含まれますので、ご注意ください。

※ 対象酒類の受入れ及び払出しの数量の記帳を確実にする必要があります。



Ⅱ 対象となる方（申告が必要となる方）

次の①又は②に該当する方は、手持品課税又は戻税の対象となり、令和2年11月2日（月）までに、対象酒類を所持する場所ごとに、その場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の申告をする必要があります。

① 令和2年10月1日に、酒税率の改正により酒税額が引き上げられることとなる酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方で、その**所持する引上対象酒類の数量が1,800リットル以上である方**

※ 多店舗経営の場合など、複数の場所で酒類を所持している場合、この1,800リットルの判定は、全ての所持場所の合計数量により行います。

② 引上対象酒類の所持数量が1,800リットル未満の方で、令和2年11月2日までに、対象酒類を所持する場所の所在地の所轄税務署長に対して、**手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした方**









※ 新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その**差額の還付を受けようとする方**などは、引上対象酒類を1,800リットル以上所持していない場合でも、届出をすることにより、申告をすることができます。

※ 手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした場合は、引上対象酒類を所持する**全ての場所について申告が必要**となります。

※ 対象酒類のうち、引上対象酒類を所持しておらず、引下対象酒類のみを所持していることにより還付を受けようとする方は、その引下対象酒類を所持するそれぞれの場所の所轄税務署に届出書を提出してください。

Ⅲ 対象となる酒類

対象となる酒類と1リットル又は1本当たりの引上げ額・引下げ額は次のとおりです。

引上対象酒類	いわゆる「新ジャンル」	1ℓ当たり 28円	缶1本（350ml）当たり 9.8円の引上げ	
	果実酒 ※	1ℓ当たり 10円	ボトル1本（750ml）当たり 7.5円の引上げ	
引下対象酒類	ビール	1ℓ当たり 20円	缶1本（350ml）当たり 7円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率50%以上）	1ℓ当たり 20円	缶1本（350ml）当たり 7円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率25%以上50%未満）	1ℓ当たり 11円	缶1本（350ml）当たり 3.85円の引下げ	
	その他の醸造酒 ※	1ℓ当たり 20円	ビン1本（1,800ml）当たり 36円の引下げ	
	清酒 ※	1ℓ当たり 10円	ビン1本（1,800ml）当たり 18円の引下げ	
	雑酒 ※ （みりん類以外）	アルコール分21度未満 1ℓ当たり 20円 アルコール分21度以上 1ℓ当たり 1度につき1円加算	ビン1本（1,800ml）当たり 36円の引下げ（20度の場合）	

（注）※の酒類は、「その他の発泡性酒類（発泡性を有し、アルコール分が10度未満のもの。）」に該当するものを除きます。

引上対象酒類

○ いわゆる「新ジャンル」

いわゆる「新ジャンル」とは、第三のビールと呼ばれることもある酒類です。酒類の品目としては、「その他の醸造酒」に該当するタイプと、「リキュール」に該当するタイプがあり、酒類の容器に「その他の醸造酒（発泡性）①」や、「リキュール（発泡性）①」と表示されているものが該当します。

なお、「リキュール（発泡性）①」と表示されているものであっても、チューハイなどの、いわゆる「新ジャンル」に該当しないものは、引上対象酒類には該当しませんのでご注意ください。

○ 果実酒

酒類の容器に「果実酒」と表示されているものが該当します。

その他の発泡性酒類に該当しないものに限られますので、「果実酒（発泡性）①」と表示されている果実酒は該当しないことにご確認ください。

また、「甘味果実酒」という品目の酒類もありますが、引上対象酒類には該当しませんのでご注意ください。

引下対象酒類

○ ビール

ここでいうビールは、酒類の容器に「ビール」と表示されているものが該当します。

○ 発泡酒（麦芽比率 50%以上）・発泡酒（麦芽比率 25%以上 50%未満）

発泡酒は、麦芽比率が 50%以上のもの及び麦芽比率が 25%以上 50%未満のものが該当し、麦芽比率が 25%未満のものは該当しません。

よって、酒類の容器に「麦芽使用率 25%未満」と表示されているものは該当しませんので、表示をよくご確認ください。

○ その他の醸造酒・清酒・雑酒（みりん類似以外）

その他の醸造酒、清酒、雑酒については、その他の発泡性酒類に該当しないものに限られますので、それぞれの品目の後に「（発泡性）①」と表示されているものは該当しませんのでご注意ください。

なお、雑酒については、みりん類似雑酒は「雑酒①」、それ以外の雑酒は「雑酒②」と表示されていますので、「雑酒②」と表示されているものが該当します。

Ⅳ 納付額又は還付額の算出

納付額又は還付額の算出に当たっては、まず、令和2年10月1日時点の対象酒類の在庫数量を確認していただき、税率引上額と税率引下額を計算します。

対象酒類及び税率については、2ページの「Ⅲ 対象となる酒類」をご確認ください。

【例1】

令和2年10月1日に、次の酒類を販売（提供）するために所持している場合

- ・果実酒 100 リットル
- ・ビール 200 リットル
- ・清酒 50 リットル

まず、引上対象酒類の果実酒について計算します。

- 果実酒は、1リットル当たり10円の引上げ
→ 100リットル持っていた場合の課税額は、 $10\text{円} \times 100\text{リットル} = 1,000\text{円}$

続いて、引下対象酒類のビールと清酒について計算します。

- ビールは、1リットル当たり20円の引下げ
→ 200リットル持っていた場合の戻税額は、 $20\text{円} \times 200\text{リットル} = 4,000\text{円}$
- 清酒は、1リットル当たり10円の引下げ
→ 50リットル持っていた場合の戻税額は、 $10\text{円} \times 50\text{リットル} = 500\text{円}$
- よって、戻税額の合計は、 $4,000\text{円} + 500\text{円} = 4,500\text{円}$

最後に、課税額と戻税額の差額を計算します。

- 課税額1,000円と戻税額4,500円の差額は、 $1,000\text{円} - 4,500\text{円} = \blacktriangle 3,500\text{円}$
→ 3,500円の戻税

他の場所で対象酒類を所持していない場合、例1で所持している引上対象酒類は果実酒の100リットルとなります。

申告の対象となる方は、2ページの「Ⅱ 対象となる方（申告が必要となる方）」のとおり、所持する引上対象酒類の数量が1,800リットル以上である方若しくは令和2年11月2日までに税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした方に限られます。

例1のケースでは、令和2年11月2日までに手持品課税等の適用を受ける旨の届出をし、手持品課税等の申告をした場合は、3,500円の還付を受けることができます。

【例2】

令和2年10月1日に、次の酒類を販売（提供）するために所持している場合

《店舗A》

- ・ 果実酒 100 リットル
- ・ ビール 200 リットル
- ・ 清酒 50 リットル

《店舗B》

- ・ いわゆる「新ジャンル」 100 リットル

例1の店舗のほかに、店舗Bがある場合の例です。

店舗Aは、前ページの例1のとおり、3,500円の戻税となります。

店舗Bで所持している、引上対象酒類のいわゆる「新ジャンル」について計算します。

- いわゆる「新ジャンル」は、1リットル当たり28円の引上げ

→ 100リットル持っていた場合の課税額は、28円×100リットル=2,800円

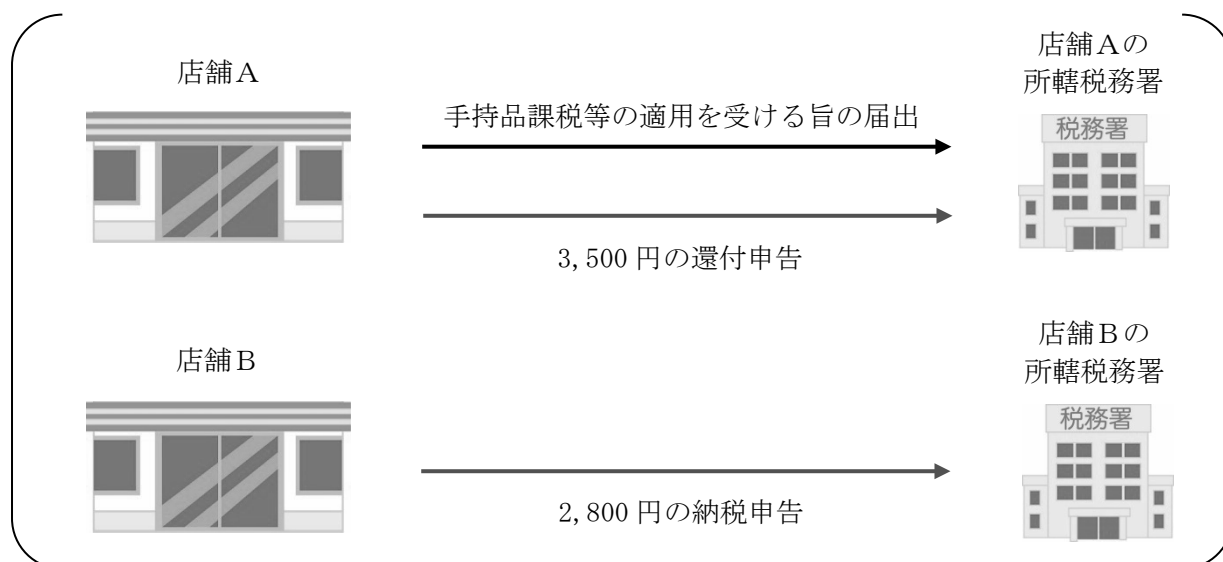
例2で所持している引上対象酒類の数量は、店舗Aの果実酒100リットルと、店舗Bのいわゆる「新ジャンル」100リットルのため、合計200リットルとなります。

合計1,800リットル未満のため、手持品課税等の適用を受ける旨の届出の有無により、申告の要否を決めることが可能です。

注意点

例2のケースで店舗Aの所在地の所轄税務署長に対して届出をした場合、店舗Aだけでなく、店舗Bについても申告が必要になります。

よって、店舗Aでは還付額3,500円の還付申告書、店舗Bでは納税額2,800円の納税申告書を、それぞれの店舗の所在地の所轄税務署長に対して提出することになります。



V 届出書の記載方法・留意点

引上対象酒類の所持数量が1,800リットル未満の方が、手持品課税及び手持品戻税の申告を行うためには、令和2年11月2日(月)までに、対象酒類を所持する場所(貯蔵場所)の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出が必要となります。

記載例

酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書(令和2年10月1日分)

酒税

日中に連絡が取れる番号を記載してください。携帯電話などの番号でも構いません。

ふりがなを忘れずに記載してください。

個人の方は個人印、法人の方は代表者印を押印してください。

ふりがなを忘れずに記載してください。

「貯蔵場所」の欄に記載した場所以外に対象酒類を所持している場所がある場合に、その場所の名称と住所の記載をお願いします。別途、一覧を添付いただいても構いません。

※この欄は任意記載となりますが、提出後、審査に当たって確認が必要となることがありますので、記載をお願いします。

令和2年10月●日 届出者 貯蔵場所 所	収受印 整理番号 ※	(住所) 〒100-0000 東京都●●区●●1-2 (ふりがな) まるまるさけてん こくぜい たろう (氏名又は名称及び代表者氏名) 株式会社 ●●酒店 代表取締役 国税 太郎	(電話) 03 0000 局番 0000 番 印
●● 税務署長 殿 (提出先は、貯蔵場所を所轄する税務署長です。)	↓ 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	(個人番号又は法人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
貯蔵場所	(貯蔵場所の所在地) 〒100-0000 東京都●●区●●3-4 ××ビル1階 (ふりがな) まるまるさけてん いちごうてん (貯蔵場所の名称) ●●酒店 1号店	(電話) 03 0000 局番 0000 番	
その他参考となるべき事項 通信	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)附則第39条第1項又は同条第4項の規定の適用を受けるので、同条第2項又は同条第7項の規定により届出します。		
上の貯蔵場所以外に、以下の場所で酒類を所持している。 ●●酒店 2号店 東京都●●区●●5-6 ●●酒店 大阪店 大阪府●●市●●7-8			
《 注意事項 》 多店舗経営の場合など、複数の場所で酒類を所持している場合においては、いずれか1か所の所轄税務署に手持品課税等の適用を受ける旨の届出書を提出すればよいですが、届出書を提出した場合は、引上対象酒類を所持する全ての場所について申告が必要となりますので、ご注意ください。 ※ 対象酒類のうち、引上対象酒類を所持しておらず、引下対象酒類のみを所持していることにより還付を受けようとする方は、その引下対象酒類を所持するそれぞれの場所の所轄税務署に届出書を提出してください。			
税理士法上の書面提出の有無	<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有	税理士署名押印	<input type="checkbox"/>

(注) 1 ※印欄は、記載しないでください。

2 「税理士法上の書面提出の有無」欄は、当該届出書を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。

VI 申告書の記載方法・留意点

申告が必要となる方は、令和2年11月2日（月）までに、対象酒類を所持する場所（貯蔵場所）の所在地の所轄税務署長に対して、申告してください。

申告の要否については、2ページの「II 対象となる方（申告が必要となる方）」をご確認ください。

記載例

令和2年10月1日現在の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書

酒税

日中に連絡が取れる番号を記載してください。携帯電話などの番号でも構いません。

ふりがなを忘れずに記載してください。

個人の方は個人印、法人の方は代表者印を押印してください。

ふりがなを忘れずに記載してください。

貯蔵場所を所轄する税務署に提出してください。国税庁ホームページで検索いただけます。

収受印	整理番号 ※
令和2年10月●日	(住所) 〒100-0000 東京都●●区●●1-2 (電話) 03 0000 局 0000 局番
申告者	(ふりがな) まるまるさけてん こくぜい たろう (氏名又は名称及び代表者氏名) 株式会社 ●●酒店 代表取締役 国税 太郎 印
貯蔵場所	(個人番号又は法人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 ! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 (貯蔵場所の所在地) 〒100-0000 東京都●●区●●3-4 ××ビル1階 (電話) 03 0000 局 0000 局番 (ふりがな) まるまるさけてん いちごうてん (貯蔵場所の名称) ●●酒店 1号店
●● 税務署長 殿	提出先は、貯蔵場所を所轄する税務署長です。

下記のとおり、令和2年10月1日現在における手持品課税等対象酒類の酒税の納税申告書（期限後申告書・修正申告書・還付請求申告書）を提出します。

納付すべき税額等の計算	区 分	この申告書に対する税額	修正申告の場合の修正申告前の税額
	算出税額	①	円 ⑤
端数切捨額	②	円	円 ⑥
還付を受ける金額	③	円	円 ⑦
納付すべき税額	④	円 ⑧	円 ⑨

「税額算出表」を作成し、税額を算出してください。
※「税額算出表」は、申告書と併せて提出する必要があります。「税額算出表」の記載方法は、8ページ・9ページをご確認ください。
「納付すべき税額等の計算」欄の記載方法については、10ページをご確認ください。

摘 要	該当する項目をチェック(☑)してください 1 申告する理由 <input type="checkbox"/> 所持数量1,800ℓ以上 <input type="checkbox"/> 届出書提出 (税務署) 2 貯蔵場所の区分 <input type="checkbox"/> 卸売免許場 <input type="checkbox"/> 小売免許場 <input type="checkbox"/> 料飲店等 <input type="checkbox"/> 蔵置所等 3 一括申告の有無 <input type="checkbox"/> 有 (場) <input type="checkbox"/> 無 4 他署管内の貯蔵場所の有無 <input type="checkbox"/> 有 (場) <input type="checkbox"/> 無	還付される税金の受取場所 郵便局名等 口座番号 記号番号 (期限後申告又は修正申告する理由)	銀行 預金種類
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------	------------

還付を受ける方は、「還付される税金の受取場所」欄の記載が必要です。記載方法については、11ページ（上部）をご確認ください。

「摘要」欄の記載方法については、11ページ（下部）をご確認ください。

《 注意事項 》
 多店舗経営の場合など、複数の場所で酒類を所持している場合においては、所持している場所ごとに、それぞれの所轄税務署に申告書を提出する必要がありますので、ご注意ください。
 所轄税務署が同じ場所については、「所持場所ごとの所持数量の内訳書」を添付することにより、一括して申告することができます(12ページをご確認ください)。

～ 税額算出表の記載方法・留意点 ～

- ① 「申告者の住所及び氏名又は名称」欄は、申告書の「申告者」欄と同じく、手持品課税及び手持品戻税の申告をする方の、住所、氏名又は名称を記載してください。
税額算出表には押印の必要はありません。
- ② まずは、それぞれの品目ごとに、所持数量を（ア）の「所持数量」の欄に記載します。
記載する数量の単位はミリリットルですので、ご注意ください。
※ 10ミリリットル未満の端数については、切り捨ててください。
- ③ 次に、所持数量に、（イ）の税率を乗じた金額を（ウ）の「新税率による酒税額」の欄に、（エ）の税率を乗じた金額を（オ）の「旧税率による酒税額」の欄に、それぞれ記載します。
※ 1円未満の端数については、切り捨ててください。
- ④ 次に、（ウ）の算出税額から（オ）の算出税額を差し引いた金額を、一番右の「差引酒税額」の欄に記載します。
- ⑤ 続いて、引上対象酒類と引下対象酒類に分けて、それぞれの合計額を計算し、記載します。
- ⑥ 最後に、それぞれの税額を合計した金額を記載します。

税 額 算 出 表

酒 税

品 目 等		所持数量 〔10 ml 未満の端数を 切り捨てた後の数量〕 (ア)	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差引酒税額 ウーオ	
			税率 (1ml 当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ)	税率 (1ml 当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ)		
発泡性酒類	ビール	A	0.2		0.22		▲	
	発泡酒	麦芽比率50%以上又は アルコール分10度以上	B	0.2		0.22		▲
		麦芽比率25%以上50%未満 かつアルコール分10度未満	C	0.167125		0.178125		▲
	その他の 発泡性酒類	いわゆる 新ジャンル	D	0.108		0.08		
		その他の 醸造酒 リキュール	E	0.108		0.08		
醸造酒類	清酒※	F	0.11		0.12		▲	
	果実酒※	G	0.09		0.08			
	その他の醸造酒※	H	0.12		0.14		▲	
混成酒類	雑酒※ (みりん類以外)	アルコール分 21度未満	I	0.2		0.22		▲
		度						
引上対象酒類 D+E+G		J						
引下対象酒類 A+B+C+F+H+I		K					▲	
合 計 J+K		L					▲	

(注) 1 ※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものは除きます。

2 「算出税額（ウ）、（オ）」欄には、1円未満の端数を切り捨てた後の金額を記載してください。

算出税額

(申告書の①へ転記)

【例】

令和2年10月1日に、果実酒 100 リットル、ビール 200 リットル、清酒 50 リットルを販売（提供）するために所持している場合

① 「申告者の住所及び氏名又は名称」欄に記載します。

② (ア)「所持数量」欄に記載します。

※ 果実酒 100 リットル → 100,000 ミリリットル
 ビール 200 リットル → 200,000 ミリリットル
 清酒 50 リットル → 50,000 ミリリットル

③ (ウ)「新税率による酒税額」欄と、(オ)「旧税率による酒税額」欄に記載します。

※ (ウ) 果実酒 100,000×0.09= 9,000 円 (オ) 果実酒 100,000×0.08= 8,000 円
 ビール 200,000×0.2 =40,000 円 ビール 200,000×0.22=44,000 円
 清酒 50,000×0.11= 5,500 円 清酒 50,000×0.12= 6,000 円

④ 「差引酒税額」欄に記載します。

※ 果実酒 9,000 円－ 8,000 円＝ 1,000 円
 ビール 40,000 円－44,000 円＝▲4,000 円
 清酒 5,500 円－ 6,000 円＝▲ 500 円

⑤ 「引上対象酒類」欄と、「引下対象酒類」欄に記載します。

※ 引上対象酒類：果実酒 引下対象酒類：ビール、清酒

⑥ 「合計」欄に記載します。

※ 引上対象酒類 + 引下対象酒類

税 額 算 出 表

酒 税

品 目 等		所持数量 (10 ml 未満の端数を 切り捨てた後の数量 (ア))	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差引酒税額 ウーオ		
			税率 (1ml 当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ)	税率 (1ml 当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ)			
発泡性酒類	ビール	A	200.000 ml	0.2 円	40.000 円	0.22 円	44.000 円	▲ 4.000 円	
	発泡酒	B		0.2		0.22		▲	
		C		0.167125		0.178125		▲	
	その他の発泡性酒類	D	②		0.108	③		③	④
		E			0.108		0.08		
醸造酒類	清酒 ※	F	50.000	0.11	5.500	0.12	6.000	▲ 500	
	果実酒 ※	G	100.000	0.09	9.000	0.08	8.000	1.000	
	その他の醸造酒 ※	H		0.12		0.14		▲	
混成酒類	雑酒 ※ (みりん類似以外)	I		0.2		0.22		▲	
引上対象酒類 D+E+G		J	⑤ 100.000		9.000		8.000	1.000	
引下対象酒類 A+B+C+F+H+I		K	⑤ 250.000		45.500		50.000	▲ 4.500	
合 計 J+K		L		⑥	54.500		58.000	▲ 3.500	

(注) 1 ※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものは除きます。

2 「算出税額 (ウ)、(オ)」欄には、1円未満の端数を切り捨てた後の金額を記載してください。

↓
算出税額

(申告書の①へ転記)

①の「算出税額」欄には、税額算出表の右下に記載した差引酒税額の合計金額を記載します。

(例) 9ページの例では、税額算出表の右下に記載した差引酒税額の合計金額が「▲ 3,500」ですので、①の「算出税額」欄に「▲ 3,500」と記載します。

算出税額がマイナスの場合

納付すべき税額等の計算	区 分	この申告書に対する税額	修正申告の場合の修正申告前の確定額			
	算出税額	① ▲ 3,500 円 <small>(税額算出表I欄の差引酒税額)</small>	⑤	円		
	端数切捨額	② 円 <small>(①の100円未満の額) ①がマイナスの場合は記載不要です</small>	⑥	円		
	還付を受ける金額	③ 3,500 円	⑦	円	差引納付又は還付税額 (④-⑧+⑦-③)	
	納付すべき税額	④ ▲ 3,500 円 <small>(①-②)</small>	⑧	円	⑨	▲ 3,500 円

《 留意点 》

- ・②の「端数切捨額」欄は、空欄にしてください。
- ・③の「還付を受ける金額」欄は、▲(マイナス表示)を取った金額を記載してください。
- ・④の「納付すべき税額」欄は、空欄にしてください。
- ・⑨の「差引納付又は還付税額」欄は、還付を受ける金額を▲(マイナス表示)を付けて記載してください。
- ・還付を受ける場合は、「還付される税金の受取場所」欄の記載が必要です。
(11ページをご確認ください。)

算出税額がプラスの場合

納付すべき税額等の計算	区 分	この申告書に対する税額	修正申告の場合の修正申告前の確定額			
	算出税額	① 1,234 円 <small>(税額算出表I欄の差引酒税額)</small>	⑤	円		
	端数切捨額	② 34 円 <small>(①の100円未満の額) ①がマイナスの場合は記載不要です</small>	⑥	円		
	還付を受ける金額	③ 円	⑦	円	差引納付又は還付税額 (④-⑧+⑦-③)	
	納付すべき税額	④ 1,200 円 <small>(①-②)</small>	⑧	円	⑨	1,200 円

《 留意点 》

- ・②の「端数切捨額」欄は、①の算出税額の100円未満の金額を記載してください。
- ・③の「還付を受ける金額」欄は、空欄にしてください。
- ・④の「納付すべき税額」欄は、①から②を差し引いた金額を記載してください。
- ・⑨の「差引納付又は還付税額」欄は、納付すべき税額を記載してください。

※ 修正申告の場合、①から④の記載方法は同じですが、⑤から⑧には修正申告前の確定額、⑨には修正申告による差引納付額を記載してください。

～ 所持場所ごとの所持数量の内訳書の記載方法・留意点 ～

所轄税務署が同じ所持場所については、所持場所ごとの所持数量の内訳書を添付することにより、まとめて申告をすることができます。

所持場所ごとの所持数量の内訳書を添付する場合は、バラバラにならないように、申告書、税額算出表とホッチキスでとめるなど、必ず一緒に提出してください。

① 「所持場所の住所」欄、「所持場所の名称」欄は、まとめて申告を行う場所を全て記載してください。

② それぞれの場所での所持数量及び全ての場所の合計数量を記載してください。

記載する数量の単位はミリリットルですので、ご注意ください。

それぞれの欄ごとに、10 ミリリットル未満の端数がある場合は、切り捨てた後の数量を記載します。

同じ税務署管内に対象酒類を所持している場所が5つ以上あり、1枚では記載できない場合は、2枚目以降に記載してください（この場合、所持数量の合計は最後のページに記載し、途中のページの合計欄は空欄にしてください。）。

所持数量の合計は、税額算出表の所持数量と必ず一致しなければなりませんので、ご注意ください。

記載例

所持場所ごとの所持数量の内訳書					酒税	
所持場所の住所		東京都●●区 ●●3-4 ××ビル1階	東京都●●区 ●●5-6	①	合計	
所持場所の名称		●●酒店 1号店	●●酒店 2号店			
品目等		所持数量 (10 ml 未満の端数を切り捨てた後の数量)				
発泡性酒類	ビール		A	200,000 ml	200,000 ml <small>(税額算出表A (ア)へ転記)</small>	
	発泡酒	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上		B		<small>(税額算出表B (ア)へ転記)</small>
		麦芽比率25%以上50%未満かつアルコール分10度未満		C		<small>(税額算出表C (ア)へ転記)</small>
		その他の醸造酒		D		<small>(税額算出表D (ア)へ転記)</small>
	その他の発泡性酒類	いわゆる新ジャンル	リキュール	E	100,000	100,000 <small>(税額算出表E (ア)へ転記)</small>
醸造酒類	清酒※		F	50,000	50,000 <small>(税額算出表F (ア)へ転記)</small>	
	果実酒※		G	100,000	100,000 <small>(税額算出表G (ア)へ転記)</small>	
	その他の醸造酒※		H		<small>(税額算出表H (ア)へ転記)</small>	
混成酒類	雑酒※ <small>(みりん類以外)</small>	アルコール分 21度未満	I		<small>(税額算出表I (ア)へ転記)</small>	
		度			<small>(税額算出表I (ア)へ転記)</small>	
		度			<small>(税額算出表I (ア)へ転記)</small>	
引上対象酒類 D+E+G		J	100,000	100,000	200,000 <small>(税額算出表J (ア)へ転記)</small>	
引下対象酒類 A+B+C+F+H+I		K	250,000		250,000 <small>(税額算出表K (ア)へ転記)</small>	

(注) 1 同一の税務署管内に所持場所が複数あり、まとめて申告する場合に、所持場所ごとの所持数量の内訳を記載してください。(所持場所が1か所である場合は、本様式は作成不要です。)

2 ※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものは除きます。

※ 同じ項目の記載があれば、任意の様式を使用していただいて構いません。

Ⅶ 納付の方法

金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する場合は、現金に納付書を添えて納付してください。
納付書は、金融機関の窓口にも備え付けておりますが、金融機関などにおいては在庫がない場合がありますので、その場合は所轄税務署へご連絡いただき、事前にご用意ください。

納付すべき税額がある場合、令和3年3月31日（水）までに納付が必要となります。

納付手続は、提出した申告書ごとに納付書を作成の上、納付いただく必要がありますのでご注意ください。

記載例

申告書を提出した税務署名であることを確認してください。

「整理番号」欄は記入しないでください。

申告書の「申告者」欄に記載された住所、氏名（法人名）を記入します。
なお、「申告者の住所」と「申告する貯蔵場所」が異なる場合は、申告する貯蔵場所の所在地及び名称も併せて記入してください。

申告書の「◎」欄の金額を記入します。
※ 「合計額」欄の頭に「¥」を記入してください。

《 留意点 》

- ・「税務署名」の欄は、プリントされている税務署名が申告書を提出した税務署であることを確認してください。
- ・「税目番号」の欄は、酒税の税目番号である「060」を記載してください。
- ・「税目」の欄は、「シュ（税）」と記載してください。
- ・「住所・氏名」の欄は、申告をした方の住所、氏名又は法人名をはっきりと記載してください。
- ・「本税」及び「合計額」の欄は、納付する税額を記載してください。
- ・合計額には、金額頭部に、円マーク記号（¥）を必ず付けてください。
- ・「課税期間（自）」欄は、「02.10.01」と記載してください。
- ・「申告区分」欄は、9「その他」に○印を付けてください。

※ 金融機関及び税務署の窓口で納付する方法の他に、自宅やオフィスから e-Tax を利用して納付する方法等もご用意しています。
詳しくは国税庁ホームページでご案内していますので、是非ご確認ください。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

税務署へご提出いただく申告書や申請書等については、原則として、個人番号又は法人番号の記載が必要です。個人番号を記載した申告書等を書面で提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

酒類の手持品課税（戻税）の相談窓口について

酒類の手持品課税（戻税）の詳細につきましては、税務署の酒類指導官までお問い合わせください。

酒類指導官は全ての税務署には配置されていませんので、配置されている担当税務署を国税庁ホームページでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>

（ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ お酒に関する情報/
酒税やお酒の免許についての相談窓口）

